

一般競争入札参加申請について

業 務 名 市内遺跡出土土器立体パズル製作業務
委 託 期 間 契約の日から令和8年10月30日まで
申 請 期 間 令和5年5月11日（月）公告開始から
令和8年5月14日（木）午後5時30分まで
申 請 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所16階文化財課
bunkazai@city.higashiosaka.lg.jp
申 請 方 法 上記申請先に持参またはメールにて申請
入 札 日 時 令和8年5月25日（月） 午前10時
入 札 場 所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 別館2階 第1入札室
提 出 書 類 各1部

番号	書類の名称	注意事項	様式番号
1	一般競争入札参加申請書		様式1
2	業務実績書	契約書等実績を証明する資料を添付すること。	様式2

※ 別添の制限付き一般競争入札実施要領にしたがって申請してください

東大阪市 人権文化部文化室 文化財課
担当： 堀
電話： 06-4309-3283

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(あて先) 東大阪市長

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(押印省略可)

令和8年5月11日付けで公告のありました、市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託に関する入札に参加する資格について確認されたく、申請します。

令和 年 月 日

業務実績書

(宛先) 東大阪市長

所在地
商号又は名称
代表者職及び氏名

(押印省略可)

当社の過去10年以内の土器立体パズル製作業務における実績は下表のとおりです。

	記入例	1	2	3
契約の相手方	〇〇府・〇〇市 〇〇博物館など			
契約期間	〇〇年〇月～ 〇〇年〇月まで			
点数	〇〇土器〇点 〇〇埴輪〇点			

* 契約実績のある案件を1件以上記載すること。最大3件まで。

* 実績証明として、記載した業務にかかる契約書の写しと製作品の詳細が分かる資料（仕様書・設計書・完了報告書など）を別添すること。

* 受注業務の相手方・契約期間・製作業務であることがわかる部分は必須
機密事項等に関する部分がある場合は、マスキング可

入札説明書

- 1 件名 市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託
- 2 委託契約期間 契約の日から令和8年10月30日までとする。
- 3 委託業務内容 別紙仕様書のとおり。
- 4 落札方法 本市予定価格以内の最低額とする。
- 5 契約保証金 契約金額の100分の3に相当する額以上とする（1円未満の金額は、1円に切り上げ）。ただし以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ① 東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合。
 - ② 契約金額が500万円未満の場合。
- 6 入札用紙 入札用紙は交付した指定用紙に限る。
訂正は認めない。入札書には消費税込みの金額を記入すること。
入札書は同室に用意してある入札箱に投函すること。
- 7 支払い 業務完了届を提出後、一括払い
- 8 質問 質問がある場合は、5月15日午後5時30分までにメールで提出すること。期限までに質問がない場合は「質問なし」と判断する。
- 9 その他 本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守することはもちろんのこと、人権に配慮した対応に努めること。

東大阪市人権文化部文化室文化財課
担当 堀
TEL 06-4309-3283
メール bunkazai@city.higashiosaka.lg.jp

入札のご案内

東大阪市 人権文化部
文化室 文化財課

下記のとおり、入札を実施します。

記

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 入札日時 | 令和8年5月25日(月)午前10時 |
| 2 場 所 | 東大阪市役所別館2階第1入札室(本庁舎西側) |
| 3 案件名 | 市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託 |
| 4 問合せ先 | 電話 06(4309)3283
(担当) 堀 |

※入札日当日、連絡なく欠席又は遅刻した場合は東大阪市入札参加停止要綱取扱要領に基づき、入札参加停止の対象となる事があります。入札を辞退する場合は、必ず事前に担当課に連絡のうえ、連絡した日から1週間以内に入札辞退届をご提出ください。

※開札は入札直後、当該入札場所において、入札者立会いの下にて行い、その結果を口頭で発表します。

※開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内で入札がない時は、直ちに再度の入札を行います。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいないときは入札不調とします。よって入札書は、必ず3枚ともお持ちください。なお1回目の入札に参加しなかったあるいは無効の入札をした場合は再度の入札に参加することはできません。

※仕様内容に関する質問につきましては、令和8年5月15日(金)午後5時半までに仕様書に記載の担当者にお問い合わせください。

※その他注意事項につきましては別紙「入札参加についての注意事項」に記載がありますので、入札日までに必ず熟読ください。

※契約条項を示す場所及び日時については、東大阪市役所16階 事件文化部文化室文化財課にて、この資料配布より上記入札日時までとする。

入札参加についての注意事項（物品・委託役務・賃貸借）

令和2年4月1日策定
令和4年4月1日改定
令和5年4月1日改定
令和6年10月1日改定
令和7年4月1日改定
令和8年4月1日改定

この注意事項は、東大阪市が行う競争入札に関し必要な事項を明示したものであり、入札に参加するすべての者が入札参加の心得として活用することにより、入札を適正かつ円滑に執行することを目的とするものです。

第1 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、東大阪市財務規則（昭和42年東大阪市規則第31号）、東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）及びその他関係法令並びにこの注意事項を遵守しなければなりません。
- 2 入札参加者は、入札に際し、入札担当者の指示に従い円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはなりません。
- 3 入札参加者は、仕様書及び配布資料その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければなりません。

第2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 一般競争入札において、当該一般競争入札参加資格が認められなかった者
- (2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者
- (3) 入札日において、当該一般競争入札参加資格若しくは指名を取り消されている者、又は入札参加停止措置を受けている者
- (4) 入札説明会を行う場合において、入札説明会に参加しなかった者
- (5) 指定の日時及び場所に参加しなかった者

(6) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者又はなした者

第3 入札保証金

入札保証金は免除します。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額以上の違約金を徴収することがあります。

第4 入札の方法等

1 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し、東大阪市に申請している印鑑（以下、「使用印鑑」）を押印のうえ、指定した日時及び場所において、所定の入札箱に投入してください。

2 代理人をたてる場合は、委任状を入札執行前に提出してください。

委任状には、次に掲げる事項を記載し、使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印してください。

- (1) 宛名（東大阪市長）
- (2) 入札日及び件名
- (3) 申請の商号又は名称及び契約先所在地
- (4) 申請の代表者又は受任者（申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合）の職及び氏名
- (5) 代理人の氏名

3 入札書に次に掲げるものの記載・押印漏れ、誤り、訂正がある場合は、その入札は無効となります。また、鉛筆等の訂正が容易な筆記具で記入された場合も無効となります。

- (1) 件名
 - (2) 金額及び円マーク（¥）
 - (3) 日付（入札日）
 - (4) 申請の商号又は名称及び契約先所在地
 - (5) 申請の代表者又は受任者（申請時に委任状を提出、支店等で契約の場合）の職及び氏名
 - (6) 代理人の氏名（入札日当日、委任状を提出のうえ代理人により入札する場合のみ）
 - (7) 使用印鑑（入札日当日、委任状を提出した場合は前号の代理人が使用する印鑑）
- 4 提出した入札書は書換え、引替え又は撤回できません。

第5 入札の辞退

1 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 辞退をするときは、次に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあっては、入札開始前までに入札辞退の旨を担当課に連絡し、速やかに入札辞退届を提出してください。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し入札箱に投入してください。

第6 公正な入札の確保

1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わないで、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者の入札価格を聞きだす行為をしてはなりません。

4 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはなりません。

第7 入札の中止等

次のいずれかに該当するときは、入札の執行を中止又は延期することがあります。

(1) 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(3) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札参加者が1者となったとき。

(4) 全ての入札において、入札参加者が1者もなくなったとき。

第8 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1. 入札参加資格のない者のした入札

2. 入札書が指定の日時まで指定の場所に提出され、又は到着しなかった入札

3. 委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもってした代理人の入札

4. 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭、または訂正した入札

5. 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札

6. 同一事項に対して2通以上した入札

7. 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

8. 入札に際して不正な行為のあった入札

9. 第12の規定による再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
10. 事前公表している予定価格を上回る価格の入札、又は事前公表している最低制限価格を下回る価格の入札
11. その他入札に関する条件に違反した入札

第9 開札

開札は、入札の終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で発表します。

第10 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者（最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした者）を落札者とします。

なお、入札価格が著しく低いなど、適正な履行が可能か確認を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留することがあります。また、その調査に対して入札参加者は協力をしなければなりません。

第11 くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

第12 再度の入札

1 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。この場合において、再度の入札の回数は、2回をもって限度とします。

2 再度の入札を行う場合において、次のいずれかに該当する入札者は、再度の入札に参加することができません。

1. 入札を辞退した者
2. 第4第3項又は第8の規定により無効とされた入札をした者
3. 最低制限価格を設定した入札の場合において、最低制限価格に達しない価格で入札をした者

第13 契約保証金

- 1 落札金額が500万円以上の場合、落札者は、契約の締結と同時に、契約保証金を納

付しなければなりません。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の3に相当する額以上とします。(1円未満の金額は、1円に切り上げ)

3 東大阪市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたときは、契約保証金を免除します。

第14 契約書の提出

1 落札者は契約書に記名押印し、必要書類を添えて速やかに担当課に提出しなければなりません。なお、契約締結日は原則として落札決定日の翌開庁日となります。

2 前項による契約締結の手続を怠ったときは、落札又は契約の決定が無効となる場合があります。

第15 議会の議決に付すべき契約

議会の議決に付すべき契約については、市議会の議決があったときに本契約を締結する旨を記載した仮契約書を交換します。

第16 人権尊重

入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めてください。

第17 その他

入札参加者は、入札終了後、この注意事項、配布資料、契約条項についての不明又は錯誤等を理由として異議を申し出ることはできません。

入札書について

入札書は交付した規定の用紙に限ります。訂正は一切認められませんので、誤って記入した場合は再交付の申し出をしてください。

(入札書の記入方法)

- 1 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具で記入した入札書は無効です。
- 2 本市は内税方式を採用していますので、金額欄には、消費税及び地方消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入してください。また金額の冒頭には必ず¥マークを記入してください。¥マーク漏れの場合は無効の入札となります。
- 3 住所欄には本市に登録している会社名、会社所在地、代表者の役職及び氏名を記入し、本市届出印（使用印鑑）を押印してください。
なお、登録申請時に契約を委任している場合は受任先の商号、所在地、受任者の役職及び氏名を記入してください。
- 4 代理人をたてる場合は委任状を提出してください。その場合は前項の記載事項に続き、代理人氏名を記入し、委任状にある代理人印鑑を押印してください。

(無効の入札) 注意事項第8抜粋

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- 1 入札参加資格のない者のした入札
- 2 入札書が指定の日時までに指定の場所に提出され、又は到着しなかった入札
- 3 委任状を提出しない、または形式を欠いた委任状をもってした代理人の入札
- 4 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭、または訂正した入札
- 5 金額の表示を改ざん又は訂正した入札、金額の表示が不鮮明な入札
- 6 同一事項に対して2通以上した入札
- 7 同一事項の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- 8 入札に際して不正な行為のあった入札
- 9 第12の規定による再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札
- 10 事前公表している予定価格を上回る価格の入札、又は事前公表している最低制限価格を下回る価格の入札
- 11 その他入札に関する条件に違反した入札

入 札 書 (記 入 見 本)

件 名 ○ ○ ○

必ず¥マークを記入してください

金 額

	十 億			百 万	千					円
				¥	1	2	3	4	5	

(取 引 に 係 る 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 額 を 含 む)

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(あ て 先) 東 大 阪 市 長 野 田 義 和

所 在 地 ○ ○ 市 ○ ○ 1 - 1 - 1

商 号 又 は 名 称 ○ ○ 株 式 会 社 ○ ○ 支 店

職 及 び 氏 名 支 店 長 ○ ○ ○ ○

印

(注 意)

1. 数字は算用数字を用いて下さい。
2. 金額の頭部に¥を記入して下さい。
3. 金額等の訂正は無効です。
4. 記名押印がないものは無効です。
5. 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効

例

	十 億			百 万	千					円
--	-----	--	--	-----	---	--	--	--	--	---

※委任状を提出された方は、以下のとおり記名・押印してください。

所在地 ○ ○ 市 ○ ○ 1 - 2 - 3

商号又は名称 ○ ○ 株式会社 ○ ○ 支店

職及び氏名 支店長 ○ ○ ○ ○

代理人 ○ ○ ○ ○ 印 (代理人印)

入 札 書

件 名 市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託

金額		十億			百万			千			円

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令和 8 年 5 月 25 日

(あて先) 東大阪市長 野 田 義 和

所 在 地
商号又は名称
職及び氏名

印

(注意)

1. 数字は算用数字を用いて下さい。
2. 金額は右詰めで記入して下さい。
3. 金額の頭部に¥を記入して下さい。
4. 金額等の訂正は無効です。
5. 記名押印がないものは無効です。
6. 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効です。

例

	十億			百万			千			円
					¥	1	2	3	4	5

入 札 書

件 名 市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託

金額		十億			百万			千			円

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令和 8 年 5 月 25 日

(あて先) 東大阪市長 野 田 義 和

所 在 地
商号又は名称
職及び氏名

印

(注意)

1. 数字は算用数字を用いて下さい。
2. 金額は右詰めで記入して下さい。
3. 金額の頭部に¥を記入して下さい。
4. 金額等の訂正は無効です。
5. 記名押印がないものは無効です。
6. 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効です。

例

	十億			百万			千			円
					¥	1	2	3	4	5

入 札 書

件 名 市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託

金額		十億			百万			千			円

契約に関する法令及び東大阪市財務規則の定めるところにしたがい、上記の金額で契約いたしたく仕様書、関係書類及び見本熟覧の上入札します。

令和 8 年 5 月 25 日

(あて先) 東大阪市長 野 田 義 和

所 在 地
商号又は名称
職及び氏名

印

(注意)

1. 数字は算用数字を用いて下さい。
2. 金額は右詰めで記入して下さい。
3. 金額の頭部に¥を記入して下さい。
4. 金額等の訂正は無効です。
5. 記名押印がないものは無効です。
6. 鉛筆や消せるボールペン等の訂正が容易な筆記具での記入は無効です。

例

	十億			百万			千			円
					¥	1	2	3	4	5

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 東 大 阪 市 長

委任者（本社又は本市と契約する営業所等）

商号又は名称

所在地

代表者（受任者）職

代表者（受任者）氏名

(本市届出印)

下記の者を代理人と定め、貴市における令和 8 年 5 月 25 日執行の
件名「市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託」に係る入札及び見積りの権限を委任し
ます。

記

代理人

代理人氏名

(代理人印)

入札辞退届

(宛先) 東大阪市長

令和 年 月 日

商号又は名称
契約先所在地
代表者(受任者)職・氏名 (本市届出印)

令和8年5月25日10時00分執行の制限付き一般競争入札(人権文化部文化室文化財課)に係る入札件名「市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託」について以下の理由により事前辞退いたします。

理由

.....

.....

.....

.....

市内遺跡出土土器立体パズル製作業務委託仕様書

(本仕様書の規定)

第1条 本仕様書は、東大阪市（以下、「発注者」という。）が発注する市内遺跡出土土器を模した立体パズル（以下、「土器パズル」という。）の製作業務について、その作業方法等を定めることにより、その規格の標準化を図り必要な精度を確保することを目的とする。

第2条 業務を実施するにあたって知り得た秘密を他者へ漏洩してはならない。

第3条 本仕様書に明示されていない事項について疑義を生じた場合は、両者協議の上、適切に処理するものとする。

(業務の概要)

第4条 本市の文化財の普及啓発、教育を目的とした事業における活用を目的とし、本市遺跡出土資料を基に土器パズルを製作する。

2 本業務の概要は以下のとおりとする。

(1) 契約期間 契約締結日から令和8年10月30日まで

(2) 作成する土器 縄手遺跡出土 中津式土器 深鉢 1点
えの木塚古墳出土 鱈付円筒埴輪 1点

(3) 法量 縄手遺跡出土 中津式土器 深鉢 : 高さ246mm、口径225mm
えの木塚古墳出土 鱈付円筒埴輪 : 高さ920mm、口径350mm、底径276mm
ただし、鱈付円筒埴輪に関しては約55%（高さを500mm）に縮小したものを作成する

(手続き等)

第5条 受託者は委託契約締結後速やかに作業計画を作成し、各作業段階の具体的な実施計画を発注者に提出し、その承認を得ること。

2 受託者は、実施計画の変更及び発注者との協議内容について、その都度打合せ簿を作成し、発注者の承認を得るものとする。

(作業工程)

第6条 作業の工程は次のいずれかの方法とする。ただし、えの木塚古墳出土の鱈付円筒埴輪に関しては令和8年6月30日まで貸出中のため、2種の土器パズルを同様の方法又は2と3の方法を併用して作成するかについては協議の上決めること。樹脂や塗装の材質については事前に使用するものを一覧にしたうえで提出すること。資料を参考や型取りのために借用し扱う場合は、考古学を専門とする学芸員の資格を有する者もしくは、埋蔵文化財の専門知識

を有する者を取扱責任者としておくこと。加えて、取扱責任者の経歴書を提出し発注者の承認を得ること。

2 実物の土器から型取りせず写真や 3D データを使用する方法

2-(1) 模造品作成・型取り

- ・写真や 3D データを参考に土器の模造品を作成する
- ・作成したものは発注者の検査を受け必要に応じて修正を行う
- ・土器内面は再現を行わない
- ・作成した模造品を型取りする

2-(2) 樹脂成型・修正

- ・磁石を封入できる厚みで型に樹脂を塗りこむ
- ・樹脂が硬化した後、型を合体させる
- ・型からはずし、型の合わせ目に生じるバリ等細部の仕上げをする

2-(3) 切断、調整

- ・接合面を生かし、15 ピース前後となるような分割ラインを作成し、それを元に成形品を切断する
- ・切断したパーツの端部に磁石を封入し、見えないよう修正する
- ・鋭角な角は安全面等を考慮し、ある程度滑らかに処理する

2-(4) 彩色

- ・色見本を参考に、発注者の指示に従い実物に近い簡易彩色を行う
- ・表面保護のためつや消し塗装を施す

2-(5) 完成、納品

- ・発注者の指定の場所に成果品の納品を行う

3 実物の土器から型取りを行う方法

3-(1) 型取り

- ・指定の場所で資料の状態確認を担当者とともにいき、資料を梱包の上、借用する
- ・型取り前にデジタルカメラで写真撮影を行い、作業前の資料の状態を記録する
- ・型取りの方法にあわせて、土器表面を錫箔などの適切な材料で保護する

3-(2) 樹脂成型、修正

- ・樹脂を内型に塗りこみ、厚みは磁石を封入できる厚みとする
- ・樹脂が硬化した後、型を合体させる
- ・型からはずし、型の合わせ目に生じるバリ等細部の仕上げをする

3-(3) 切断、調整

- ・接合面を生かし、15 ピース前後となるような分割ラインを作成し、それを元に成形品を切断する
- ・切断したパーツの端部に磁石を封入し、見えないよう修正する
- ・鋭角な角は安全面等を考慮し、ある程度滑らかに処理する

3-(4) 彩色

- ・色見本を参考に、発注者の指示に従い実物に近い簡易彩色を行う
- ・表面保護のためつや消し塗装を施す

3-(5) 完成、納品

- ・発注者の指定の場所に成果品の納品を行う

(検査及び納品)

第7条 各工程が終了する毎に発注者の検査を受け、その承認を得るものとする。

2 納品にあたっては、発注者が検査を行い、確認したうえで納品完了とする。また、破損・変形等の異常が認められた場合は差し戻しとし、再度適切な状態にしたものを、契約期間内に納品することとする。

3 検査終了後において受託者の責に帰すべき事由により修正の必要がある場合には、作業中、作業完了後を問わず受託者の責任において速やかに修正しなくてはならない。

(成果品の帰属)

第8条 本業務における成果品は発注者に帰属するものとする。

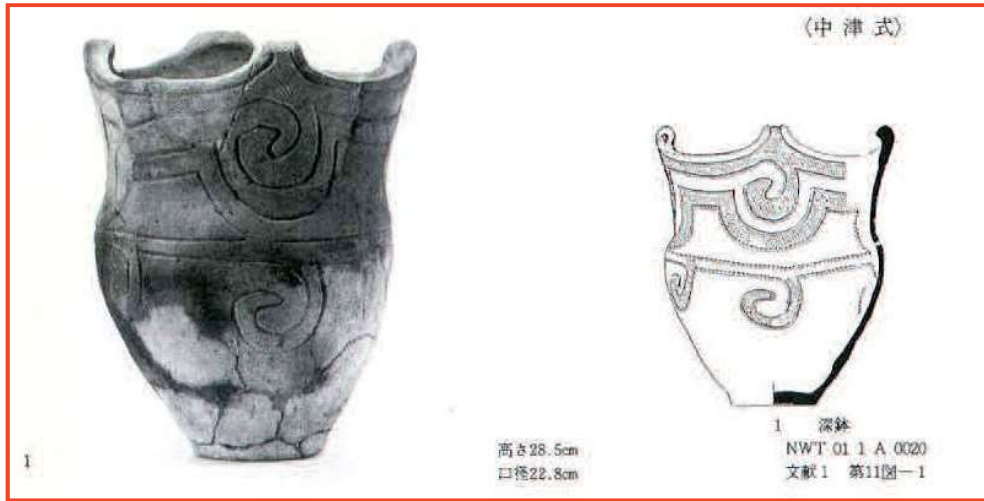
2 受託者は発注者の許可なく成果を他に公表、貸与又は使用してはならない。

(成果品)

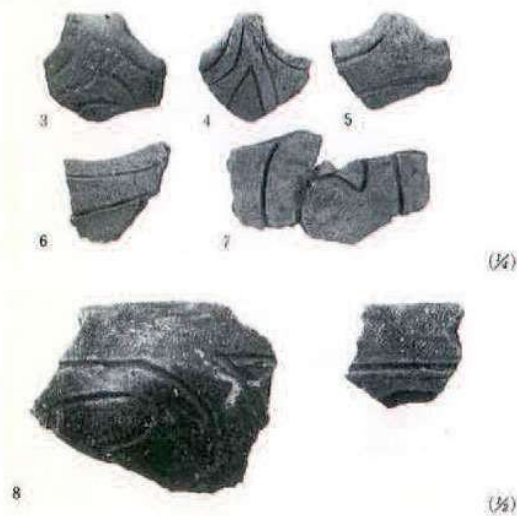
第9条 業務完了後、以下の成果品を納品すること。

- 1 土器パズル完成品 一式
- 2 作業工程写真 一式

1 中津式土器



東大阪市デジタル博物館にて3Dデータ閲覧可能
<https://adeac.jp/higashiosaka/catalog/ct00000003>



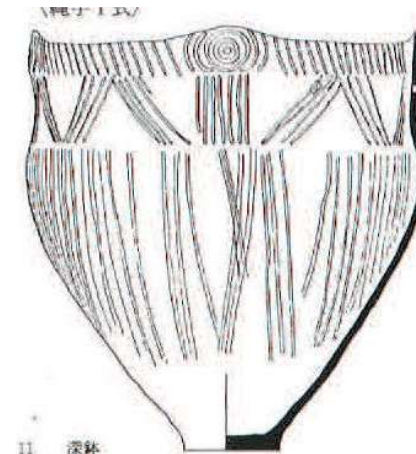
- 3 深鉢片
NWT 03 0 A 0002
文献4 24
- 4 深鉢片
NWT 03 0 A 0003
本書
- 5 深鉢片
NWT 03 0 A 0004
本書
- 6 深鉢片
NWT 01 1 A 0008
文献1 第10図-2
- 7 深鉢片
NWT 01 1 A 0007
文献1 第10図-1
- 8 浅鉢片
NWT 01 1 A 0021
文献1 第11図-2

〈福田KⅡ式〉
 〈四ッ池式〉

- 9 片
NWT 01 1 A 0110
本書
- 10 深鉢片
NWT 03 1 A 000
本書



9 (36) 10



- 11 深鉢
NWT 02 1 A 0141
文献2 第15図-1
(特殊石組遺構)

高さ42.6cm
口径38.6cm



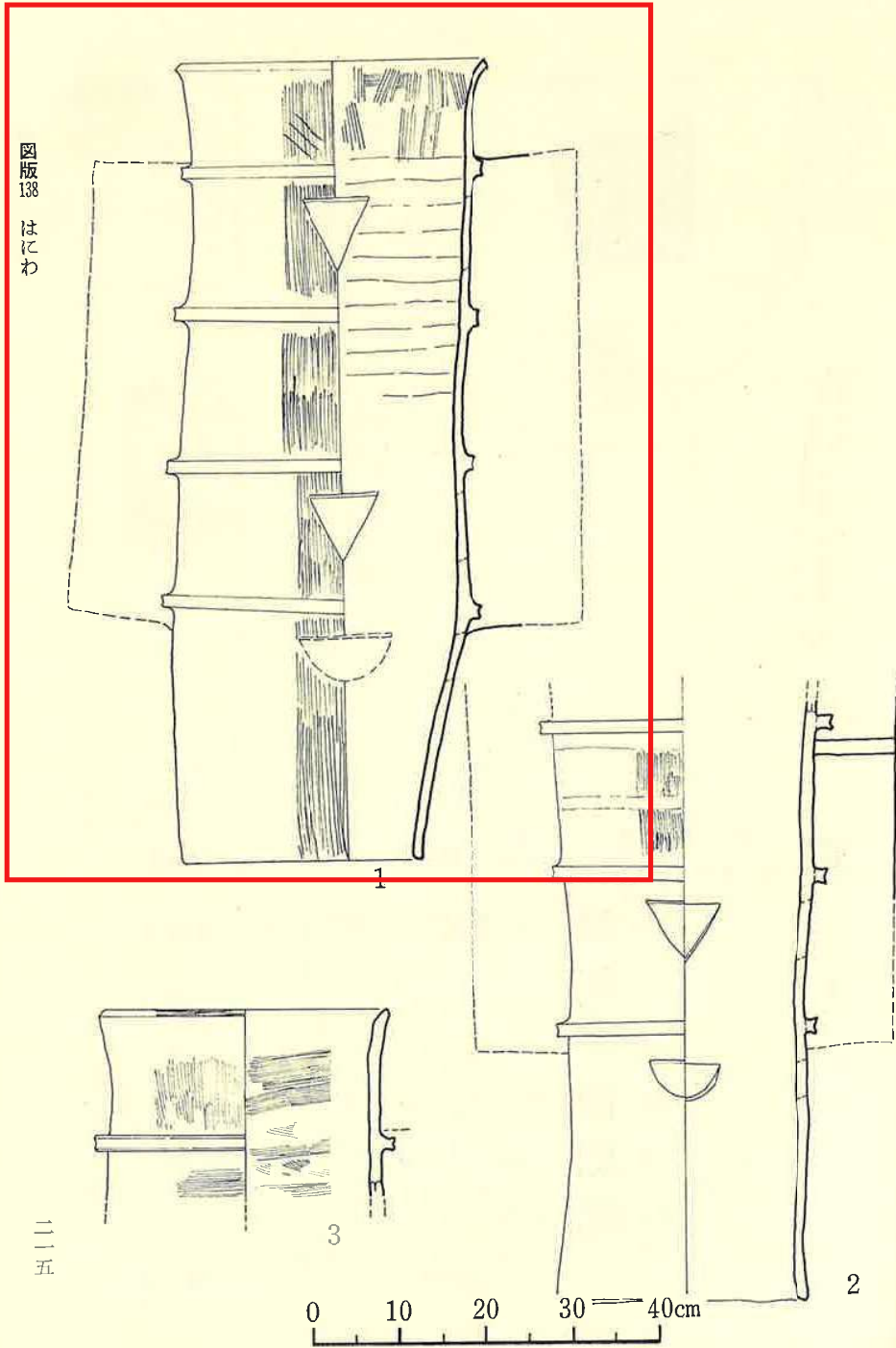
11

- 12 深鉢
NWT 02 1 A 0213
文献2 図版16-4
(特殊石組遺構)

高さ44.4cm
口径40.7cm



12



東大阪市デジタル博物館にて3Dデータ閲覧可能
<https://adeac.jp/higashiosaka/catalog/ct00000139>

遺物 番号	計 測 表				出土地	考 察	文献	所蔵者
	口径	胴径	底径	器高				
1	35.0		27.6	92.0	縄手	猪ノ木古墳墳丘外縁上 で出土。乳褐色、口縁 内外に朱がのこる		調 査 会
2		(50.0)	29.0	現高 67.0	〃	猪ノ木古墳墳丘外縁上 で出土。乳褐色。胴部 中央に黒斑がある		〃
3	(32.4)			現高 21.0	〃	猪ノ木古墳墳丘外縁上 で出土。乳褐色。表面 に朱がのこる		〃